



平成 23 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 エ リ ア リ ン ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 林 尚 道
(コード番号 8914 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 金 子 正 輝
TEL 03 - 5577 - 9222

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 28 日開催の当社取締役会において、平成 23 年 3 月 30 日開催予定の第 16 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役が、期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるため、会社法第 427 条第 1 項に基づく社外取締役及び社外監査役との責任限定契約を締結できる旨の規定を、変更案第 27 条、変更案第 35 条として新設するものであります。

なお、変更案第 27 条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) その他、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 3 月 30 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 23 年 3 月 30 日 (予定)

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (新設)</p> <p>第 27 条 ~ 第 33 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (新設)</p> <p>第 34 条 ~ 第 37 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 <u>(社外取締役の責任免除)</u></p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p>第 28 条 ~ 第 34 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 <u>(社外監査役の責任免除)</u></p> <p>第 35 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p>第 36 条 ~ 第 39 条 (現行どおり)</p>

以 上